

法務省説明資料

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
	②施策	1	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
	③具体的な取組 (大項目)	イ	ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		③ ひとり親家庭を対象とした様々な支援情報を提供する。また、ひとり親が必要な支援につながるよう、相談窓口のワンストップ化を進める。 ④ 離婚時の養育費の取決めに促進するため、子供の養育費の問題について幅広く情報提供する。離婚届書を受理する市町村の窓口において養育費の取決めに係る情報提供等を行うよう協力を求めるとともに、養育費相談支援センター等において養育費の取決め・確保等についての相談支援を強化する。また、養育費の履行を確保するため、財産開示制度等に係る所要の民事執行法の改正を検討する。
(2)	主な施策の取組状況		離婚する当事者に対して、養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を実施した。 第4次男女共同参画基本計画策定以降、令和元年に債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法の改正を行った。
(3)	取組結果に対する評価		現在、離婚届書に養育費の分担について「取決めをしている」とチェックしたものの割合は、全体の60～65%で推移している。養育費の分担の取決めに更に促進し、養育費の分担について、離婚届書において「取決めをしている」にチェックする割合を更に上昇させるため、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうための広報活動を引き続き実施する必要がある。 令和元年の民事執行法の改正により、債務名義を有する債権者等が強制執行の申立てをする準備として債務者の財産に関する情報を得やすくするため、現行の財産開示手続の申立権者の範囲が拡大され、債務者の不出頭等に対する罰則が強化されるとともに、債務者の有する不動産、給与債権、預貯金債権等に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設された。この改正は、養育費の履行確保に資するものといえる。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、離婚する当事者に対して、養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を市区町村の窓口において離婚届書と同時交付する。新制度を周知するため、関係機関等にパンフレットやポスターを配布する準備を行う。 改正法の附帯決議を踏まえ、新設された第三者からの情報取得手続等に関し、改正法施行後の実務の運用状況等を調査することや、公的機関による養育費等の履行確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施することなどを検討する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

養育費の履行確保に向けた取組

パンフレットの配布と今後の取組

これまでの経緯

- 平成24年4月 民法改正法施行
- 平成27年12月「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(総理が議長)
- 平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)

平成28年10月～

- ・ 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」を作成し、市町村に配布、離婚届用紙との同時交付を開始
- ・ このパンフレットに関する周知活動を行う
 - 離婚届の、養育費の分担について「取決めをしている」欄にチェックがされている割合は、60%台前半で推移
 - 離婚届は毎年20万件以上提出されている状況が継続

今後の取組

- 引き続きパンフレットを市区町村に配布し、離婚届書と同時に交付
- 家族法制に関する研究会(名称未定)の立上げ
 - ・ 検討課題
離婚後の子の養育の在り方、普通養子制度、財産分与等
 - ・ メンバー
民事法研究者、裁判実務家のほか、最高裁、厚労省、法務省
 - ・ 主催
公益社団法人商事法務研究会

- 研究会では、養育費の支払確保等の問題についても議論される予定

民事執行法制の見直し

これまでの経緯

- 平成15年改正で、差押えの対象となる債務者財産に関する情報を債務者自身に陳述させる「財産開示手続」を創設
- 「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則が弱い等の指摘
- 養育費の履行確保に役立つとの観点からも制度の拡充を求める意見 (※第4次男女共同参画基本計画(H27.12))

平成28年 9月12日	法務大臣から法制審に諮問
平成28年11月18日	法制審部会での調査審議開始
平成30年10月 4日	要綱の取りまとめ・答申
令和 元年 5月10日	民事執行法等一部改正法が成立

改正法の概要

- 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設
 - ① 登記所から不動産に関する情報を取得
 - ② 銀行等から預貯金債権等に関する情報を取得
 - ③ 市町村等から給与債権(勤務先)に関する情報を取得
(※③は、養育費等の債権を有する債権者のみが申立て可能)
- 財産開示手続をより利用しやすく実効的なものとする見直し
 - ・ 開示の申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大
 - ・ 債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則を強化

- 改正法は公布(5/17)から1年以内に施行予定
- 改正法の内容を解説するパンフレット等を準備中